

令和元年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和元年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分等」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅(木造2階建て)」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画</p> <p>①事務所部分の計画</p> <p>②事務所部分と住宅部分の相互の動線計画</p> <p>(2) 計画一般(敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、各室の計画等)</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 断面構成に関する知識</p> <p>(5) 要求図書の表現</p> <p>(6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合</p> <p>①木造2階建てでないもの</p> <p>②要求図書のうち図面が1面以上未完成</p> <p>③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合等)</p> <p>④延べ面積条件が、「170㎡以上、220㎡以下」に適合していないもの</p> <p>⑤要求室のうち、次のいずれかの室が欠落又は設置階が違っているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1階：事務所部分…玄関、事務室、応接室 住宅部分…玄関、「居間(A)・食事室・台所(これら3室を1室又は2室にまとめてもよい)」</p> <p>2階：住宅部分…居間(B)、夫婦寝室、子ども室(A)、子ども室(B)</p> </div> <p>⑥著しく非常識な計画(階段の欠落等)</p>
採点結果の区分等	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」※を有するもの</p> <p>ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクⅠ：46.3%、ランクⅡ：12.5%、ランクⅢ：30.1%、ランクⅣ：11.1%</p> <p>○解答の傾向</p> <p>「未完成」、「設計条件の違反(要求室の欠落、外壁の仕上げ、階段の計画)」、「要求図書の違反(断面図の切断位置)」に該当するものが多かった。</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。